令和5年台風第7号災害からの営農再開支援事業費補助金の事務手続きについて

1.　交付申請提出（令和6年3月22日から別に定める日まで）

○交付申請は、下記提出先に郵送または持参してください。

【交付決定前の着手が必要な場合】
理由を記載した交付決定前着手届の提出が必要です。
交付決定前着手届を下記提出先まで郵送又は持参してください。

2.　交付決定通知到着　　（交付申請から原則30日以内）

3.　事業開始

【事業を変更・中止したい場合】
事業を変更・中止する場合には県の承認が必要です。
変更申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4.　事業完了

※事業の完了：補助事業が完了し、かつ、補助対象経費の支払いがすべて完了した日

5.　実績報告書提出　（完了・廃止・中止から30日以内又は4月20日）

○実績報告書を下記に郵送又は持参してください。
※実績報告書には下記書類を添付してください。
・事業報告書
・事業費が確認できる資料（領収書、売買契約書の写し等）
・活動の状況が分かる写真等

◎補助金の支払い

実績報告が提出されしだい速やかに支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先
所轄の県総合事務所：東部農林事務所、八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター　の農（林）業振興課（室）

農林水産部農林水産政策課　（鳥取県鳥取市東町1丁目220）
電話：0857 - 26 - 7256　　電子メール：nourinsuisanseisaku@pref.tottori.lg.jp